

令和7年度 避難行動要支援者等に対する支援について

(健康福祉部社会福祉課)

1 要旨

市では、自力で災害の危険から身を守ることが難しい要支援者に対し、迅速かつ円滑な避難支援を行うため、個別避難計画の作成支援を推進しています。

2 避難行動要支援者名簿の貸与について

自力で災害の危険から身を守ることが難しい要支援者の情報を記載しています。区長、自主防災会長及び民生委員・児童委員に対し、情報提供することに同意した要支援者の情報が共有されます。

3 個別避難計画の作成支援について

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載されている方が作成の対象者です。市では優先度の高い人に対して市職員が作成支援を行っております。災害時に落ち着いて、円滑に避難行動をするためにも平常時から計画を作成しておくことが重要です。

4 区長及び自主防災会長にご協力いただくこと

【平常時】

- ・要支援者への声かけ及び見守り
- ・個別避難計画の作成支援
- ・要支援者の避難訓練への参加促進

【災害時】

- ・避難支援者（家族等の避難を支援する側の人）への状況確認
- ・要支援者の安否確認

〈留意事項〉

- ・名簿は1年間の貸与となります。年度末の令和8年3月1日から31日の期間に社会福祉課へ返却をお願いします。
- ・個別避難計画はよりよい避難を実現しようという趣旨のものです。そのため避難支援等関係者及び計画作成支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

社会福祉課地域福祉スタッフ
電話 0558-72-9862
メール syakai@city.izu.shizuoka.jp